

第 1 号

5 月 1 2 日 (火)

令和 8 年第 1 回宇城市議会臨時会（第 1 号）

令和 8 年 5 月 1 2 日（火）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

- | | | |
|--------------------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 選挙第 1 号 | 議長選挙 |
| 追加議事日程（第 1 号の追加 1） | | |
| 日程第 1 | | 議席の指定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 選挙第 2 号 | 副議長選挙 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任 |
| 日程第 6 | | 議会運営委員の選任 |
| 日程第 7 | 選挙第 3 号 | 宇城広域連合議会議員選挙 |
| 日程第 8 | 選挙第 4 号 | 上天草・宇城水道企業団議会議員選挙 |
| 日程第 9 | 選挙第 5 号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 |
| 日程第 1 0 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について（専決第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について（専決第 4 号） |
| 日程第 1 2 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について（専決第 5 号） |
| 日程第 1 3 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について（専決第 6 号） |
| 日程第 1 4 | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について（専決第 7 号） |
| 日程第 1 5 | 報告第 8 号 | 専決処分の報告について（専決第 1 1 号） |
| 日程第 1 6 | 承認第 2 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 8 号） |
| 日程第 1 7 | 承認第 3 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 9 号） |
| 日程第 1 8 | 承認第 4 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 0 号） |
| 日程第 1 9 | 同意第 9 号 | 副市長の選任について（田村 真一氏） |
| 日程第 2 0 | | 各委員会の閉会中の継続調査の申出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番	木村俊昭君	2番	藤井千秋君
3番	中崎栄俊君	4番	杉田雅宏君
5番	中塘万格人君	6番	蓑田憲治君
7番	林田和君	8番	津志田幸紀君
9番	村上真由子君	10番	四海公貴君
11番	河野真理君	12番	原田祐作君
13番	永木誠君	14番	坂下勳君
15番	大村悟君	16番	溝見友一君
17番	河野正明君	18番	豊田紀代美君
19番	中山弘幸君	20番	石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星津章博君 書記 三村修司君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	教育長	前川和宏君
総務部長	木見田洋一君	企画振興部長	亀井誠君
市民部長	米田年宏君	福祉部長	平松洋介君
保健衛生部長	木下秀典君	経済部長	元田智士君
土木部長	嶋津吉禮君	教育部長	舩井貴男君
総務部次長	福田真治君	企画振興部次長	田川大輔君
市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	田嶋真君
保健衛生部次長	内富裕登君	経済部次長	池田真一君
土木部次長	濱崎哲次君	教育部次長	山下寛樹君
三角支所長	沖田利喜君	不知火支所長	松枝邦明君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	城塚栄治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	渡邊紫乃君	農業委員会事務局長	米村寿朗君
財政課長	岩岡修市君		

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議会事務局長（星津章博君） 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の豊田紀代美議員を紹介します。

豊田議員、議長席にお着き願います。

（豊田紀代美臨時議長 着席）

○臨時議長（豊田紀代美君） ただいま御紹介をいただきました豊田紀代美でございます。地方自治法第１０７条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和８年第１回宇城市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 仮議席の指定

○臨時議長（豊田紀代美君） 日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

—————○—————

日程第２ 選挙第１号 議長の選挙

○臨時議長（豊田紀代美君） 日程第２、選挙第１号議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、豊田紀代美を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました豊田紀代美を、議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、豊田紀代美が議長に
当選しました。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

皆さんおはようございます。第13代宇城市議会議長に御選出していただきました
豊田紀代美でございます。議員の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。
ありがとうございます。

そしてまた、先般の宇城市議会議員選挙で20人の定数に27人という非常に厳
しい選挙戦を戦って当選されました皆様方に、心よりお祝いを申し上げたいと思
います。おめでとうございます。その際に、皆さんもお感じになったと思いますけれ
ども、投票率が非常に低い56.66%、前回は無投票、それから前々回が63.4
8%、何と6.82%も下回る投票率でございました。何とかこれは私たち議会人
としても考えなければならない、真摯に受け止めなければならないというふうに私
は考えております。そういう中で、やはり若い人の投票率を上げるためにも、主権
者教育、これが大事ではないかと思っております。幸い、我々宇城市には2つの県
立高校がございます。その2つの県立高校から、まずはこの主権者教育をスタート
できればなというふうに考えております。もちろん、御相談を申し上げながら進め
ていくわけでございますが、先般の議会改革のアンケート調査の中で一番多かった
のは何だったか、議員をされていた方はもちろん御存じですけれども、議員は何を
しているのか分からないというのが一番でした。そういうことでは、やはり宇城市
議会は違う、そういうのではない、みんなが頑張っただけやっておられるのだ
から、それを発信しないと駄目だというふうに思います。発信力、これが議会にと
って非常に大事だと思います。私も前に議長を担わせていただいておりますが、実
は4月12日の告示の前の9日と10日に、宇城市で熊本県の議長会が開催されま
した。その中でも取り上げておられたのが、議会だよりの件でありました。熊本県
には14市ございますが、その中で議会だよりを議会事務局のみがやっているところ
は宇城市議会のみでした。皆さん非常に驚かれておりましたが、そういうところ
からこそ改革が必要ではないかというふうに考えております。いずれにいたしまし
ても、志は高く、頭は低く、短い足ですがフットワークにさらに拍車をかけて頑張
ってまいります。どうか議会運営に御協力を賜りますよう心からお願い申し上げま
して、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（新議長 着席）

○議長（豊田紀代美君） これからの議事日程は、ただいまタブレットに送信しました
追加議事日程によって行います。

-----○-----

日程第 1 議席の指定

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

ただいま議席が決定しましたので、議員の皆様は、それぞれ議席氏名標の紙をお外してください。

-----○-----

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 8 7 条の規定によって、1 番、木村俊昭君、2 番、藤井千秋君の 2 人を指名します。

-----○-----

日程第 3 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 2 日の 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

-----○-----

日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第 4、選挙第 2 号副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、四海公貴君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました四海公貴君を副議長の当選人と定め

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました四海公貴君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました四海公貴君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

四海公貴君、副議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（四海公貴君） 皆さんおはようございます。ただいま副議長に承認いただきました四海公貴でございます。議員2期目でこの副議長の重責を経験させていただくことは、本当に嬉しく思っております。皆様の御指導を基にしっかりと副議長として議長を支え、この宇城市議会が発展できるように努めてまいりますので、御指導の方をよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第5 常任委員の選任

○議長（豊田紀代美君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

総務文教常任委員会委員に、藤井千秋君、杉田雅宏君、蓑田憲治君、津志田幸紀君、溝見友一君、中山弘幸君、石川洋一君。

建設経済常任委員会委員に、中崎栄俊君、中塘万格人君、永木誠君、坂下勲君、河野正明君、豊田紀代美。

民生常任委員会委員に、木村俊昭君、林田和君、村上真由子君、四海公貴君、河野真理君、原田祐作君、大村悟君を指名します。

ただいま常任委員会の構成ができましたので、委員会室におきまして、それぞれ委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員長、副委員長が決まりましたら、各委員長は選挙の結果を議長まで御報告をお願いします。

事務局から部屋割りを申し上げます。

○議会事務局長（星津章博君） 各常任委員会選挙の部屋割りを申し上げます。

総務文教常任委員会は全員協議会室、建設経済常任委員会は第2委員会室、民生常任委員会は第3委員会室でお願いします。

○議長（豊田紀代美君） ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時12分

再開 午前 10 時 31 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員会委員長及び副委員長の選挙結果を申し上げます。

総務文教常任委員長に、溝見友一君、副委員長に、津志田幸紀君。

建設経済常任委員長に、河野正明君、副委員長に、中崎栄俊君。

民生常任委員長に、原田祐作君、副委員長に、木村俊昭君。

以上のとおり互選されました。

-----○-----

日程第 6 議会運営委員の選任

○議長（豊田紀代美君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、議長において次の 7 人を指名します。

議会運営委員会委員に、杉田雅宏君、林田和君、津志田幸紀君、原田祐作君、永木誠君、坂下勲君、石川洋一君を指名します。

ただいま議会運営委員会の構成ができましたので、大委員会室におきまして委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は選挙の結果を議長まで御報告をお願いします。

ここで、しばらく休憩します

-----○-----

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 50 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長、副委員長の選挙結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長に、石川洋一君、副委員長に、永木誠君。

以上、お二人が議会運営委員会の委員長及び副委員長に互選されました。

-----○-----

日程第 7 選挙第 3 号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第 7、選挙第 3 号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することにした決定しました。

宇城広域連合議会議員に、中崎栄俊君、中塘万格人君、坂下勲君、石川洋一君及び私、豊田紀代美の5人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました5人を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人が宇城広域連合議会議員に当選されました。

当選されました5人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

代表して石川洋一君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○20番（石川洋一君） 皆さんおはようございます。ただいま宇城広域連合議会議員として選任をいただきました。代表して一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

広域連合は、この宇城地域の要である行政組織というふうに認識をいたしております。私が広域連合に最初入ったときは、まだ一部事務組合の時代でした。し尿であったり、火葬場であったり、焼却場であったり、いくつかの組合が組織をされておりまして、一つ一つに出ていく非常に煩雑な事務をやっていたわけですが、国が制度が広域化をなささいという中で、宇城は案外早めに宇城広域連合になったんですね。そういう意味では、先駆者として、私たちはこの宇城広域連合をさらに価値ある行政組織として高めていかなければならないと、その議員として我々が選ばれたということですので、今後とも身を引き締めて地域の発展に、また広域の発展に頑張っていきたいというふうに思います。皆様方の御指導を賜りますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

—————○—————

日程第8 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第8、選挙第4号上天草・宇城水道企業団議会議員の選

挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上天草・宇城水道企業団議会議員は、養田憲治君及び永木誠君の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました2人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

永木誠君、上天草・宇城水道企業団議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○13番（永木 誠君） おはようございます。ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員の選任をいただきました。代表して御挨拶を申し上げたいと思います。

水道は、市民の皆様の暮らしを支える最も重要なライフラインの1つであり、安全で安心な水を安定して供給することは、私たちに課せられた大きな責任であると感じております。現在、継続事業として施設の建て替え、また人口減少、自然災害への備えなど多くの課題がありますが、地域の皆様が安心して暮らせる水道事業の維持・発展のため、関係自治体の皆様と連携し、努めてまいります。皆様方の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

—————○—————

日程第9 選挙第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第9、選挙第5号熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ

って、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林田和君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました林田和君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました林田和君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました林田和君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

林田和君、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○7番（林田 和君） 皆様おはようございます。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に御選任いただきました林田和でございます。私自身2期目ということで、まだまだ勉強不足なところがありますが、後期高齢者の医療のところを頑張らせていただきたいという考えでございます。引き続き頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（豊田紀代美君） 議会の構成が終わりましたので、ここで執行部の入場を求めます。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時21分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について（専決第2号）

- 日程第 1 1 報告第 4 号 専決処分の報告について（専決第 4 号）
日程第 1 2 報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 5 号）
日程第 1 3 報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第 6 号）
日程第 1 4 報告第 7 号 専決処分の報告について（専決第 7 号）
日程第 1 5 報告第 8 号 専決処分の報告について（専決第 1 1 号）
日程第 1 6 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 8 号）
日程第 1 7 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 9 号）
日程第 1 8 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 0 号）
日程第 1 9 同意第 9 号 副市長の選任について（田村 真一氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 0、報告第 3 号専決処分の報告について（専決第 2 号）から、日程第 1 9、同意第 9 号副市長の選任について（田村真一氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 皆さんおはようございます。まずもって、先般の市議会議員選挙におかれまして厳しい選挙戦を勝ち抜いてこられた議員の皆さん、御当選誠にありがとうございます。

本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。今回提出しますのは、報告案件として、専決処分の報告についてが 6 件、承認案件として、専決処分の報告及び承認を求めることについてが 3 件、同意案件として、副市長の選任についてが 1 件、以上の 1 0 件になります。

詳細につきましては、関係部局長が説明いたします。これらの議案につきましてよろしく御審議くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第 3 号から同意第 9 号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第 3 号の詳細説明を求めます。

○市民部長（米田年宏君） 議案集は 5 ページから 6 ページです。報告第 3 号専決処分の報告について（専決第 2 号）公用車（消防積載車）の事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和 7 年 1 1 月 3 0 日、午後 2 時 1 0 分頃、広報活動で宇城市松橋町松橋 6 5 0 番地先を走行中、対向車両と離合する際、民家のブロック塀に接触し、損傷させた

ことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償の額は25万円です。

なお、損害賠償金については、全額、全国自治協会自動車損害共済保険から補填されています。

以上で、報告第3号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第3号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。

○土木部長（嶋津吉禮君） 議案集は7ページから8ページです。報告第4号専決処分の報告について（専決第4号）市道側溝の管理不備による家屋床下浸水被害に係る損害賠償額の専決処分について説明いたします。

令和7年7月1日、午前8時55分頃、松橋町竹崎地内の市道西田了徳寺線の側溝閉塞に伴い、家屋床下が浸水したため、床張り替え及び床下消毒等の被害が発生いたしました。道路管理者の市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償額は186万2,905円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、報告第4号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第4号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第5号の詳細説明を求めます。

○不知火支所長（松枝邦明君） 議案集の9ページから10ページです。報告第5号専決処分の報告について（専決第5号）公用車（消防積載車）の事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和7年12月7日の宇城市消防団不知火方面隊小型ポンプ操法予選会において、消防団員が消防積載車で宇城広域連合南消防署の敷地内にバックで駐車した際、車両の後部がポールフェンスと接触し、当該フェンスが損傷したことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は14万円です。

また、損害賠償金額については、全国自治協会自動車損害共済保険から補填されています。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第5号の説明が終わりました。

次に、報告第6号及び報告第7号の詳細説明を求めます。

○土木部長（嶋津吉禮君） 議案集は11ページ、12ページです。報告第6号専決処分の報告について（専決第6号）市道の管理不備による通行車両損傷に係る損害賠償額の専決処分について説明いたします。

令和7年8月26日、午後5時頃、小川町北部田地内の市道真覚寺線を走行して

いたトラックが道路上の側溝グレーチングに左前輪が接触したことにより、車両底面が破損し、その影響で車体が傾き、民有資産でございますブロック塀に接触し、車体側面を損傷したため、道路管理者の市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償額は108万8,186円です。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第6号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は13ページ、14ページでございます。報告第7号専決処分の報告について（専決第7号）市道の管理不備によるブロック塀損傷に係る損害賠償額の専決処分について説明いたします。

令和7年8月26日、午後5時頃、小川町北部田地内の市道真覚寺線を走行していたトラックが道路上の側溝グレーチングに左前輪が接触したことにより車体が傾き、民有資産でございますブロック塀に接触し、ブロック塀が損傷したため、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は27万5,000円です。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第7号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第6号及び報告第7号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第8号の詳細説明を求めます。

○経済部長（元田智士君） 議案集は15ページから16ページです。報告第8号専決処分の報告について（専決第11号）公用車の事故に係る損害賠償額の専決処分について説明いたします。

令和8年3月7日において、市職員が公用車を運転中、市道久具松橋大道線の路上において、前方で右折しかけていた前方車両が急遽、車線に戻してきたことにより避けきれず、相手方の車両左側面に衝突し、損傷させたことで、市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償額は1万6,191円です。

なお、本件損害賠償額は、物的損害部分の賠償金です。

また、損害賠償金は、全国自治協会自動車損害共済保険から補填されております。

以上で、報告第8号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第8号の説明が終わりました。

これで、報告第3号から報告第8号までを終わります。

次に、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第8号）宇城市税条例の一部を改正する条例の制定の詳細説明を求めます。

○市民部長（米田年宏君） 議案集は17ページから27ページ、説明資料集は4ペー

じから 36 ページとなります。承認第 2 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 8 号）宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、宇城市税条例の一部を速やかに改正し、同年 4 月 1 日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要したため、同年 3 月 31 日付けで、市長において専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の概要について説明いたします。

市民税の主な改正については、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に係る適用期限を 3 年延長するものや、医療費控除の特例に係る適用期限を 5 年延長するもの、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 5 年延長するものなどがあります。

固定資産税の主な改正については、固定資産税が課税されない課税標準額の範囲、いわゆる免税点を、家屋については 20 万円を 30 万円に、償却資産については 150 万円を 180 万円に見直すもの、新築住宅に係る特例措置の適用期限を 5 年延長するものなどがあります。

軽自動車税の主な改正については、車両購入時に燃費基準に応じて最大 2 %、市税として県が賦課徴収し、市に交付されていた軽自動車税環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日に廃止されることに伴い、「軽自動車税種別割」の名称を「軽自動車税」に変更する改正などになります。

いずれも、地方税法等の一部改正の内容に応じた宇城市税条例の一部改正となります。

以上で、承認第 2 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第 2 号の詳細説明が終わりました。

これから、承認第 2 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第 2 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第 2 号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第8号）宇城市税条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第8号）宇城市税条例の一部を改正する条例の制定は承認することに決定しました。

次に、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（木下秀典君） 議案集は28ページから32ページ、説明資料集37ページから51ページをお願いいたします。承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部改正が令和8年4月1日に施行されました。

また、地方税法施行令等の一部を改正する政令が同年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされました。

これを受けて、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、3月31日付けで専決処分を行いましたので、議会に報告及び承認を求めるものです。

改正の概要といたしましては、子ども・子育て支援金制度の導入に伴い、支援納付金課税額として所得割額及び均等割額並びに課税限度額を設定するもので、所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定し、均等割額では、被保険者均等割額1人につき1,375円、18歳以上被保険者均等割額として1人につき76円、課税限度額を3万円とするものです。

また、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得基準についての改正も併せて行うもので、国民健康保険税の基礎課税額となる課税限度額を現行の66万円から67万円に引き上げ、所得が低い世帯の軽減判定所得の算定において軽

減の対象となる被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減で現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減では現行の56万円から57万円に引き上げる改正となっております。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第3号の詳細説明が終わりました。

これから、承認第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定は承認することに決定しました。

次に、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（木下秀典君） 議案集33ページから34ページをお願いします。資料は、別冊の令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算書（専決第1号）

です。承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

令和8年3月31日付けで予算の専決処分を行ったため、議会に報告し、承認を求めるものです。

本件の内容は、後期高齢者医療保険料について、市が徴収した保険料を熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する仕組みとなっている中で、当該保険料の収支実績が見込みを上回り、広域連合への法定納付金に係る予算に不足が生じたものです。

このため、当該納付に係る支出事務に遅滞が生じないように速やかに対応する必要があったことから、専決処分により補正予算を措置したものです。

それでは、令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の1ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,278万4,000円を追加し、予算総額を11億6,063万2,000円としています。

6ページをお願いいたします。歳入予算になります。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料で2,278万4,000円を補正しています。

次に、7ページをお願いいたします。歳出予算です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金で2,278万4,000円を補正しています。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第4号の詳細説明が終わりました。

これから、承認第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は承認することに決定しました。

次に、同意第9号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は35ページ、説明資料は併せまして別紙の履歴書をお願いいたします。同意第9号副市長の選任について御説明いたします。

本案は、4月1日以降、後任未定としておりました副市長について、新たに選任同意をお願いするものです。

田村真一さんは、人格が高潔で、識見を有しており、経験や熱意においても優れた方であり、副市長として申し分ない方と考えております。

副市長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

任期は、令和8年5月19日から令和12年5月18日までの4年間としております。

以上で、同意第9号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第9号の詳細説明が終わりました。

これから、同意第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第9号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第9号につきまして

は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第9号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、同意第9号副市長の選任について（田村真一氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第9号副市長の選任について（田村真一氏）は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第9号副市長の選任について（田村真一氏）は、これに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第20 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第20、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、タブレットで送信しました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。御一読ください。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和8年第1回宇城市議会臨時会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

件 名	議員名																				審議 結果	賛 成	反 対
	1 木村 俊昭	2 藤井 千秋	3 中崎 栄俊	4 杉田 雅宏	5 中塘 万格人	6 蓑田 憲治	7 林田 和	8 津志田 幸紀	9 村上 真由子	10 四海 公貴	11 河野 真理	12 原田 祐作	13 永木 誠	14 坂下 勳	15 大村 悟	16 溝見 友一	17 河野 正明	18 豊田 紀代美	19 中山 弘幸	20 石川 洋一			
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	承認	19	0
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第10号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0

※議長のため表決には加わりません